

	箇所	ご意見	事務局の考え
1	スケジュール	要綱制定、制度運用開始等、今後のスケジュールはどのようなのでしょうか。（既にお示しいただいていたらすみません。）	本審議会で答申をいただけた場合ですが、3月中旬からパブリックコメント、5月～6月頃に制度導入といったスケジュールを想定しています。
2	全体	原則、愛知県の制度に準拠する内容とのことですが、以下（第2条関係、第4条関係）について、どのような記載としていくのでしょうか。	第2条には「ファミリーシップ」という用語の定義を追加します。 第4条には、「近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、その関係を確認できる書類」を追加します。
3	第2条	「その子を始めた近親者（三親等内）等」の等とは、具体的にどういった方を想定しているのか。	『近親者（三親等内）その他市町が適当と認める者（以下、「近親者等」という）』といった表現に変更を予定しています。また、その他市町が適当と認める者につきましては、パートナーシップ制度を利用している等、近親者でなくても関係を証明ができる人を想定しています。子につきましては、実子及び養子を想定しています。
4	第2条	「家族であること」とは具体的にどういった状況を指すのか。また、「家族であることを約した関係」とは具体的にどういうことか。	日常生活において継続的にお互いに協力し合うことを約束した関係を想定しています。
5	第2条	「同一生計」、「共同生活を行っている」などの条件は付さないのか。	祖母・祖父等も対象とする予定であるため、現代の家族形態を考慮し、同一生計等の制限は設けない考えです。
6	第4条	「近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合」の文言は「近親者と供に（一緒に）」という意なのか、「近親者との関係がファミリーであることを宣誓する（近親者に反対されているような場合）」という意にも採ることができる。 多くの場合（ファミリーシップ関係にある者の子（養子含む））を示すと思われるが、当事者の関係に異を唱える近親者（親等）がいるような場合も考えられる。とすれば、反対を唱える者（親等）からこの文言を理由に宣誓を阻止しようとすることも考えられる。 私は「近親者と供に（一緒に）」という意だと解するが、文言を以下のように訂正すればこうした事態が回避されると勘案する。 案：「当該者が近親者等を含めて（と供に）ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合」・・・赤字部分は を含めて とするか又は と供に とするか 前述のどちらかを使用すれば 意図 が特定される。	意図としては、ご指摘のとおり宣誓を行う当該者が、「近親者等を含めて」宣誓を行うケースを想定しています。表現につきましては、要綱を作成していく際に、例規担当課とも相談しながら、誤解を招かない表現で記載していきたいと思います。 なお、宣誓書受領証等への近親者等氏名等の記載につきましては、第7条で自筆の同意書（15歳以上）を求める予定です。そのため、宣誓者の近親者等が、望まずに自分の氏名等を記載されることは防げます。
7	第4条	「その関係を確認できる書類」とは、具体的に何を想定しているのか。	戸籍抄本や戸籍謄本で、対象者との関係を確認する予定です。ただし、第4条（2）の戸籍抄本等の、現に婚姻していないことを証明するための書類で確認が可能な場合は、省略を可能とする予定です。